(一) 第799号 【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】 THE MIIKE (毎月1日、16日発行) 昭和41年5月1日(日)

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
8100番
編集兼発行人 山下 開

悲しみは同じ

＝三池労組遺族会総会＝

遺族の要求かかげて
全国遺族会を結成する

四月一六日上京した三池遺族会代表丸山昇会長以下三四名は、一七日の全国遺族会の結成を皮きりに、五日間の中央行動に参加した。帰山後の四月二六日、三川支部に集っていただき、その行動と状況を語ってもらった。

中央行動に参加して

中央ではどういう行動でしたか。まずそれから……

――四月一七日に全国炭鉱災害遺族会の結成でした。会長には三池の丸山会長が選任されました。

一八日は、お父さんの生命を守る総評主婦の春斗総決起集会でした。そこでは各単産の労仂災害の実態が実演で訴えられ、炭鉱だけなでく、どこも同じ実態なのだと判りました。

三日目の一九日は午前中に、街頭でビラくばりと署名活動でした午後は春斗第三次統一行動に参加しました。

四日目の二〇日は、午前中成田書記長をはじめとした社会党議員団との懇談会がもたれました。午後から対政府交渉で、鈴木厚生大臣と三木通産大臣とに、それぞれ分散して逢い各山の実態を訴え私たちの要求をだしました。

五日目の二一日は、午前中三井鉱山との交渉でした。みんな泣きながらのはげしい抗議をしました午後は総括をして終りました。

組織のあることの力強さ

全国遺族会が結成されて、どう思いましたか。

――再び災害をくり返さない。犠牲者に生活の保障をさせる。という主旨で、はじめて全国的な組織ができたのですが、三池だけでなく全国の人と手をとりあってゆけると思うと、本当に心づよい。

――全国の遺族が団結してやっていくことに力強さを感じた。これからは一人ではないと組織のありがたさが判るとともに、あらゆる職場に悲惨な労仂災害があることを知って、政府・資本家の合理化攻撃に強い憤りをおぼえました。

――私の夫は昭和二一年に、災害で死んだのですが、死んだとたんに社宅事務所に毎日よばれて、社宅をでてくれといわれた。だから組合のありがたさは身にしみています。

中央行動のもようを報告する遺族代表

――遺族会は爆発のときの遺族だけでなくその他のときに死んだ人の遺族も加入しているのですが、会社の合理化攻撃の犠牲となって殺されたという本質的なものは同じなのだから、決して溝をつくらずやってゆこうと思います。

あくまで責任追及を

行動を通じてどう感じましたか。

――行動しなければダメだとやってみて判った。

――労仂災害を再び起させない意味でも、この組織を作りたたかいを進めることは、大きな前進だと思う。それに遺族会に集った人たちは、私たちのたたかいが政治面までおよばなければならない、そして私たちの味方が誰であるかはっきり判ったと語っていました。

――北海道の人たちは、はじめ三池はひどい、北海道はいいといっていた。ところが話しあってみるといろんな問題がある。私たちは少し位の金にごまかされて〝夫を会社に殺されたんだ〟ということを決して忘れてはならない。そして三池が中心となって、再び災害をくり返さないため、合理化の犠牲となった夫や子どもにかわって、会社・政府にその責任をあくまで追及する決意でとりくみます。

記憶も新しい

あの歴史的な三池斗争の中でもとくに斗いの局面を一変させた昭和三五年三月二八日の第二組合による三川鉱への最初の強行就労とこれに対する正義の反撃行動――激しい分裂攻撃と露骨な差別に耐えて、毎日毎日を斗い抜いてきた三池の労仂者は、昭和三九年一一月九日の三川鉱における大災害とともにこの「三川鉱事件」を決して忘れることはできないでしょう

無罪を主張して

この四月一五日、福岡高裁は、この「三川鉱事件」について、三四名の被告に対し控訴審判決をいい渡しました。検事は、第一審で全員執行猶予となったことに不服をとなえ「組織的、計画的な暴力で残虐極まるものであり、実質は騒擾罪だ」として、全員を懲役の実刑にしろと控訴していました。これに対し、被告団、弁護団は、この事件の背景、本質として、日本の反動勢力の戦争政策と偽瞞にみちた非人道的な石炭産業合理化政策を暴露しました。

また一、二〇〇名の指名解雇が組合ぶっつぶしのための不当労仂行為で、第二組合の結成や、日本の労仂運動史上その例を見ない暴力的強行就労のすべてが、三井独占のお膳立てによる悪らつ極まる不法行為であることを明らかにしました。そして被告らに対するデッチ上げの数々を指摘し、会社と国家権力が一体となっての不法攻撃に対する被告らの当然の反撃行動であることを論証し、全員無罪を主張して斗いました。

斗いの成果

福岡高裁の判決は、池田被告と松本被告についてだけ原判決を破棄しましたが、量刑については、松本被告の懲役八月を一〇月にしたほかは、第一審と同じ量刑で全員執行猶予にし、検事の主張を退けました。そして検事の主張に対しては「事件の外形にとらわれてその背景本質を見ようとしない誤ったもの」と決めつけ、「被告らは、事件当時はその生活基盤の確保、組織と団結の防衛のため、真剣に活動していたもので、この事件に現われた、行動をもって、人格的に非難することはできない」と、一応労仂者の立場に対する理解を示しました。これはわれわれの徹底的な法廷斗争がかちとった一つの成果です。

反動勢力に屈服した判決

しかし、福岡高裁は第一審の誤った事実認定と法律判断をそのまま引けつぎ、とくに弁護団が強く主張した、正当防衛の主張を、ほとんど何も説明せずにはねつけました。これは裁判所が、三池斗争と三川鉱事件の「背景と本質」からすれば、被告らの行動が正当であることを腹の中では認めざるをえないのに、そのことをはっきりと判決文にうたおうとせず、反動勢力の要求に屈服して、お茶をにごしたものであるといわざるをえません。

共に最後まで斗います

最近の事態を見ると、ひどい物価の上昇、労仂者の権利に対するしめつけ、全産業にわたる合理化攻撃が、安保体制の長期固定化や憲法改悪、小選挙区制の策謀や、あらゆる反動的な思想攻撃などと一体をなして、労仂者に襲いかかってきています。その後の三池労組に対する会社側の悪らつな弾圧も、労仂者の斗争を圧殺しようとする、独占資本の深いたくらみをはっきり示しています。

被告団、弁護団は組合員のみなさんをはじめ、戦争と合理化と斗うすべての民主的な人々とともに被告団全員の正義が明らかにされるまで断固として斗い抜きます。

最後に公判斗争中、志半ばにして亡くなった北岡被告の冥福を祈り、さらに斗うことを誓います。

被告等の正義を認めよ

三川鉱事件控訴審判決にちなんで

弁護士 斉藤鳩彦

主張

ガス中毒特別立法斗争
どうすすめるか

三川鉱大爆発事故からすでに二年七月を経過し、本年一一月九日がくれば、現在の労仂基準法・労災法により、治療は打ち切られ、会社からは解雇されるという実態のなかで、ガス中毒特別立法制定斗争もいよいよ、今次定期国会で要求通り決定を成立させねばならぬ時期にきています。

ところが、政府と三井資本のうごきは、計画的にわれわれの要求を封じこめるために、新労組幹部を利用して、医師も治療方法はないといっているものの五〇名の強制退院をデッチ上げ、ガス中毒患者は快方にむかっているという宣伝を行ない、きびしい会社に対する批難をそらそうとしている。

また、新労組の要求は、完全に会社と申し合わせたかのような、入替採用、一時金加給により、退転勧告すら実施できるような恐ろしい内容となっている。

そのため、新労組退院者・家族のなかでは、記憶喪失・機能障害のままの夫であり、子供よりききわけの悪い夫をかかえ、泣きながら幹部に対する不満は増強している。

このように、三池労組のたたかいのもりあがりに対応して、敵のあせりはますます露骨になっているものの内部の弱点もまた増大していることを見逃してはならない

憶うに三川大災害は、当時の状況からいっても、明らかに三井資本が、人べらし、保安無視による生産第一主義の結果であり、刑事上でも大量殺人罪として問われなければならぬものであり、道義的には罹災者の将来は一切責任を負うべきでありながら、二年七月の経過のなかでは、邪魔者扱いとするような論理はどこの社会にも通用するものではない。また、これを容認し、促進するような新労組の反動性は、必ず敗退さ得るといえる。

われわれは昨年以降、組織的な活動をとりくみ、九州各県とも合理化の圧制のなかで労仂者階級を中心に、ガス中毒患者の運動も急速に発展している。七〇余カ所の各地区労は、メーデーにおいては統一スローガンに取り上げられることはもちろんのこと、具体的には中毒患者の家族をむかえ、訴えを決議し、署名・カンパ活動を取り組むことが計画されている。

〝不況〟を理由とした合理化は全産業に攻撃がかけられ、人間らしく生きようとする労仂者の決起は拡大する情勢にあり三川鉱大災害は皮相的な同情を克服し、資本の合理化の本質に抵抗する労仂者の根性・連帯をあらためて確認し定着化させずにおかないという展望にたって、われわれはあらゆる場所を活用してガス中毒特別立法のたたかいをひろげよう。

ブルジョア階級が封建制を打ち倒すのに用いた武器は、いまやブルジョア階級自身に向けられる。だがブルジョア階級は、みずからに死をもたらす武器をきたえたばかりではないかれらはまた、この武器を使う人々をも作りだした――近代的労働者、プロレタリアを。

「共産党宣言」

三池労組の
電話番号が変ります。
(3) 三〇三三番
(3) 三〇三四番
五月二二日から